

“違反、過失はない”

水俣病裁判の被告側弁護団

熊地裁に準備書面提出

水俣病裁判の被告側弁護団は二十七日、熊本地裁に「予見義務はもちろん、結果回避義務にも違反しておらず、過失はない」とする第二準備書面を提出した。

この準備書面は第一回口答弁論にさいして本裁判長や原告側から行なわれた求償期に答えたものの、書面は三十二頁からなり、Aに過失判断については「二十四日

原告側が提出した釈明書と真つ面から対立している。

準備書面の大要は次の通り。

●過失について 予見義務については予見可能性がないので違反はない。また結果回避義務につ

いては予見可能性がないので違反はない。また結果回避義務につ

いては予見可能性がないので違反はない。また結果回避義務につ

●和解契約について 三十八年十二月末のいわゆる見舞い金契約の内容などについて詳しく述べている。

●過失について 予見義務については予見可能性がないので違反はない。また結果回避義務につ

●和解契約について 三十八年十二月末のいわゆる見舞い金契約の内容などについて詳しく述べている。